平成２９年（フ）第５２１号
宮城県黒川郡大和町宮床字森ノ腰107番地の３　メゾン森ノ腰202
債務者　早坂　純子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
仙台市太白区鈎取本町２丁目４番30号ファーテェイルアース203
債務者　西條　裕之
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
富山県射水市片口18番地18
債務者　山元　章宏
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２２５号
山梨県甲府市住吉３丁目19番12号
債務者　柴田きよ子
１　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
長野市東鶴賀町11番地の１
債務者　德武　京子
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
長野市平林１丁目40番14号
債務者　小滝ゆみ江
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
長野市安茂里小市３丁目23番１―307号
債務者　割田　夕紀
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
長野市大字北尾張部283番地２　グレイセス尾張部Ａ102
債務者　小林　佳久
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
岐阜市中鵜６丁目136番地１
債務者　臼井　俊紘
１　決定年月日時　平成29年９月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６４号
岐阜市桜木町２丁目６番地（おひさまハウス301号室）、前住所岐阜市太郎丸北郷55番地（ハイツ神山１Ｆ号室）
債務者　渡辺　　亮
１　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６２号
滋賀県草津市笠山２丁目１番11―502号　プリムローズ・Ｊ
債務者　大西　静絵（旧姓山田・福田・小川）
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６６号
大津市湖城が丘12番23号、前住所大津市大萱５丁目５番23号　コーポＺＥＮ403
債務者　篠崎　祥平
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０８号
滋賀県彦根市東沼波町999番地３（307号）
債務者　平田こと　宋　　徳炫
１　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２８号
滋賀県彦根市平田町715番地１（202号）
債務者　佐野　秀雄
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１３３号
滋賀県彦根市八坂町1964番地32（206号）
債務者　島田　規生
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１４０号
滋賀県彦根市地蔵町80―１ヴィラジョイフル103号室、住民票上の住所滋賀県彦根市鳥居本町1101番地３
債務者　岸﨑　佳美（旧姓北川・森川）
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３５８号
兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目５番10号302号室株式会社大幸建設興業内、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町西島816番地の１シャルム明石712号
債務者　金本裕一こと　金　　裕一
１　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部